

平成29年3月21日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 江上新治
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	敏
教	育	浦	郷	究
副	教 育	浅	井	雅
技	監	松	尾	定
総	務 部	北	川	政
企	画 財 政 部	平	川	剛
営	業 部	井	上	祐
営	業 部 理 事	小	田	修
く	ら し 部	大	宅	敬
く	ら し 部 理 事	井	上	将
こ	ど も 教 育 部	諸	岡	隆
こ	ど も 教 育 部 理 事	水	町	直
ま	ち づ く り 部	古	川	清
山	内 支 所	橋	口	一
北	方 支 所	岩	瀬	清
会	計 管 理 者	中	野	博
上	下 水 道 部	笠	原	孝
総	務 課	川	久 保	和
財	政 課	松	尾	徹
企	画 課	古	賀	龍 一 郎
選	挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	神	宮	一 文
監	査 委 員 会 事 務 局 長	末	藤	勇 二
農	業 委 員 会 事 務 局 長	永	尾	淳 一

議 事 日 程 第 7 号

3月21日（火）10時開議

日程第1	第1号議案	武雄市犯罪被害者等支援条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第3号議案	武雄市個人情報保護条例及び武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第4号議案	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第5号議案	武雄市税条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第10号議案	訴えの提起について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第6号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第7号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第8号議案	武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第14号議案	平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第15号議案	平成28年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第21号議案	平成29年度武雄市国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第22号議案	平成29年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第2号議案	武雄市競輪施設整備基金条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第9号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第11号議案	市道路線の認定について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第12号議案	市道路線の変更について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第16号議案	平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第4回）

		(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第17号議案	平成28年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第18号議案	平成28年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第19号議案	平成28年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第23号議案	平成29年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第24号議案	平成29年度武雄市競輪事業特別会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第25号議案	平成29年度武雄市給湯事業特別会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第26号議案	平成29年度武雄市水道事業会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第27号議案	平成29年度武雄市工業用水道事業会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第28号議案	平成29年度武雄市下水道事業会計予算(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第13号議案	平成28年度武雄市一般会計補正予算(第10回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第20号議案	平成29年度武雄市一般会計予算(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第29号議案	副市長の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第30	第30号議案	副市長の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第31	第31号議案	教育委員会委員の任命について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第32	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第33	議提第1号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第34		閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さん、おはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第29号議案から第31号議案及び諮問第1号、並びに議員から

提出されました議提第1号の5件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の、審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～日程第5 第1号議案～第10号議案

日程第1. 第1号議案 武雄市犯罪被害者等支援条例から、日程第5. 第10号議案 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

以上の5議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びにその結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、第1号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました、第1号議案 武雄市犯罪被害者等支援条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体の責務とされる地域の状況に応じた施策を策定し、犯罪被害者等の支援を行うことを目的として、直接的な被害に加え精神的、経済的などさまざまな問題を抱える方を支援していくものです。

具体的には、各種問題に対する総合的窓口を設置することなどで相談しやすい体制づくり、他の関係機関との連携、推進、被害者遺族への遺族見舞金30万円や、けがを負われた被害者への傷害見舞金10万円の支給、被害者の、地域での孤立を防ぐための啓発や教育などを重点的に施策として行うものと説明を受けました。

委員からは、県や他市の状況について質問がありました。県は佐賀県犯罪被害者支援条例を本年2月の定例会で提案されており、他市では、9市中7市（佐賀市と鳥栖市を除く）が条例提案されており、見舞金等の額も他市と同額と説明を受けたところでございます。

なお、施行日は平成29年4月1日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第3号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第3号議案 武雄市個人情報保護条例及び武雄市個人番号の

利用等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものと説明を受けました。

具体的には、法の中で、市で独自事務の内容を条例に定めたものはマイナンバーを独自利用してよいとの定めがあり、市独自で定めた事務に対し、国が整備した情報ネットワークシステムを利用し、他の自治体や国からの情報を取り込むことができる内容が追加されたことで、本市の条例に条ずれ及び項ずれが生じたため改正を行うものです。

なお、施行日は、上位法改正施行日に合わせ平成 29 年 5 月 30 日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 4 号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第 4 号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものです。

1 点目に、武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、今まで 1 回のみ取得できた介護休暇を、3 回まで分割して取得することを可能にすること、また介護時間の新設ということで、日常的に介護が必要な家族に対応するために、最長 3 年間、1 日 2 時間まで介護のために勤務しないことを承認可能とすることを盛り込むとのことでした。

2 点目に、武雄市職員の育児休業等に関する条例では、職員が育児休業を行う場合の子どもの範囲の拡大に関連する規定の整備として、特別養子縁組を行う場合の監護期間も認めるものとし、対象範囲を拡大するものと説明を受けました。

なお、施行日は平成 29 年 4 月 1 日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第5号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、消費税増税に関連する案件であり、国会で消費税引き上げ延期が議決されたことにより、地方税法や施行令の一部改正に伴うものとの説明がありました。

具体的には、まず1点目に、個人の住民税の住宅借入金等特別控除の適用期間の2年延長や、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長するもの。

2点目に、軽自動車税の名称が改正され、自動車税に環境性能割が新設され、軽自動車税に係る環境性能割は市税になるとのことです。これに伴い、自動車取得税は廃止されることでした。

3点目は、消費税の引き上げに伴い、法人税割の税率引き上げがなされるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第10号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第10号議案 訴えの提起についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本件は、平成9年3月に武雄温泉保養村整備事業用地として取得した土地のうち、武雄市名義への所有権移転登記手続きが完了していない土地について、裁判により土地の時効取得を原因として、武雄市名義への所有権移転登記手続きを相手方に求めるものです。

対象地は、武雄町大字永島 16348 番、地目山林、面積 2,381 平方メートルの土地であり、法定相続人の1人が海外に移住された後に行方不明となられたため、所有権移転登記が完了していなかったが、今回、その所在不明となった方の代理人となる不在者管財管理人の選任を申し立て、武雄市が原告となる裁判により解決できる状況になったので、訴えを提起するものとの説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第1号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第5号議案に対する討論を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

一部改正の中の第34条の4についてであります。消費税の引き上げに伴い、法人市民税の税率引き下げで12.1%から8.4%に、施行日が平成31年10月1日となっています。これは、市内の中小企業もその恩恵にあずかるからいいではないかと考えられますが、施行日が

2019年、平成31年10月1日となっています。これは、この施行日は消費税が10%にさらに引き上げられる、その増税が予定されております。これでは、さらなる増税による打撃が追い打ちをかけるものとなるのではないのでしょうか。(発言する者あり)

消費税が導入されてからこの28年間、大企業の法人税減税が進められ、さらに平成30年度には法人実効税率が29.74%に引き下げ予定となっているようです。消費税が増税され5%から8%、さらに10%に予定されているわけでありますから、この条例の一部改正にこの点を指摘して、反対の討論といたすものであります。

以上です。

○議長(杉原豊喜君)

4番山口 等議員

○4番(山口 等君)〔登壇〕

おはようございます。第5号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは地方税法の一部を改正するものであります。今、言われた法人市民税の改正の中で税率は12.1%から8.4%に下がるものであります。こういうことを考え、消費税は上がるようになっておりますけども、ぜひ議員の皆さん賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(杉原豊喜君)

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6～日程第12 第6号議案～第22号議案

日程第6. 第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例から、日程第12. 第22

号議案 平成 29 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 7 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 6 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。順次報告をしたいと思っております。

まず最初に、第 6 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、証明書発行手数料等の額の見直しに伴う一部改正です。合併から 10 年が経過し、その間、手数料の見直しがなされていないこと、県内他市の事務手数料はすべて 300 円である状況から鑑み、今回事務手数料を 200 円から 300 円に改定し、施行日を、市民への周知期間を設けるため平成 29 年 7 月 1 日とするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 7 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第 7 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、蘭学・企画展示室の使用料の見直しに伴う一部改正です。改正の理由としては、現行の利用時間帯区分以外で使用許可が出せないこと、及び現行利用時間帯区分以外での使用料が徴収できないことによるものです。現在、午前 10 時から午後 6 時までしか使用できないものを、午前 9 時から午後 9 時までの使用を可能にし、使用時間に応じた使用料を 1 時間単位で徴収できるように改正するもので、施行日は平成 29 年 4 月 1 日とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

時間で、こう区切るっちゃうことはいいって思うんですけども、そのエアコンのほうはですよ、その、3 時間……（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）寒いときに入れて、その後は入れんとか、そういう……（「聞こえん」と呼ぶ者あり）ああ、聞こえんですか。エアコンの

件です。エアコンの件で、5時間借りるとしてエアコンを朝の2時間入れると、そういうこともできるんですかね。もう、その時間は全部5割を払わんといかんようになるんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

宮本議員、議案審議じゃございませんので、そういうことも協議されましたか、審議されましたかで質問をお願いします。

○16番（宮本栄八君）（続）

ということも協議されましたか。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

今の件については協議しておりません。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

続いて、第8号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第8号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、武雄地区休日急患センターに開設している小児科の診療体制を拡充するための一部改正です。現在の武雄地区休日急患センターの小児科診療日は、火曜日、水曜日は診療日としておらず、鹿島藤津地区で実施されております。

改正案では、利用者が年々増加している実態を踏まえ、現在、診療を行っていない火曜日、水曜日も実施することにより、武雄地区休日急患センターで、365日の時間外診療体制を確立し、子育ての安全安心を確保するために条例の一部を改正するものと説明を受けました。

委員からは、今回の診療体制の拡充による影響額について質疑があり、回答として、3市4町の負担金が664万5,000円の増加で、委託料全体の予算としては2,435万9,000円の予算を計上してあるとのことです。

なお、小児時間外診療事業は、南部保健医療圏3市4町共同で実施しており、鹿島藤津地区で実施している火曜日と水曜日の診療も継続実施するとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 14 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

ちょっと待ってください。14 号・・・。

○議長（杉原豊喜君）

第 14 号。

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）（続）

14、ちょっと待って。すみません。

○議長（杉原豊喜君）

国民健康保険。暫時休憩をいたします。

休 憩 10時21分

再 開 10時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

どうも失礼しました。第 14 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費で 600 万円、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費で 1,400 万円、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金で、1,700 万円を計上してあり、いずれも療養費の増加に伴う増額となります。

財源につきましては、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金に減額が見込まれるため、そこから 3,700 万円を減額し、予算組換えの調整を行っているとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第 15 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の 78 万 4,000 円は、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充に伴う負担増分であり、歳入で同額を一般会計から繰り入れされておま

す。

同じく歳出の3款2項1目他会計繰出金は、平成27年度の繰越金272万3,000円を一旦歳入で受け入れた後、一般会計へ繰り出すものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第21号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第21号議案 平成29年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

退職被保険者数の減少、高額療養費の増加を初め、前年比の増減要因の説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に付託されました、第22号議案 平成29年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ6億792万9,000円が計上されており、前年度当初予算と比較して、616万6,000円の増額、率にして1%の増となり、被保険者数や給付費の伸びによるものが増額の要因との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（「これで終わりですか」と呼ぶ者あり）はい、終わり。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。現在、住民票などの手数料200円を300円に値上げすることで約5万件、そして年間約500万円の値上げとなるようであります。

今年分は、施行が7月1日ですから約260万円の値上げになると説明を受けましたが、反対の理由は、平成18年度の合併時、サービスは高く負担は軽くとして平成の合併が小泉政権のもとで強行されてきました。

新市建設計画にのっとり、旧武雄市が300円、旧山内町、北方町は200円だったのを、低いほうに合わせて200円で実施してきました。この変更は、どう考えてもこれを300円に引き上げることは認められません。

県内見てみますと、合併しないでいる隣町、大町町、江北町、合併はしましたが白石町は200円で運営しておられます。県内10市のうち武雄市を除いて300円になっていると提案理由申されましたが、そのまま手数料は据え置くことが私は必要と考え、この条例改正に反対の討論を申し上げる次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

11番山口裕子議員

○11番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第6号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず反対討論がありましたけど、江原議員は福祉文教常任委員でもあられます。委員会の中で討論すべきところを、討論をされておられません。（「しましたよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ということで委員長からもありましたので、そのことを伝えておきます。

まず、討論としまして、委員長から説明がありましたように、合併から10年が経過し、その間手数料の見直しがなされていないこと、県内、他市の事務手数料がすべて300円であること、また——それではですね、これから先、大変、財源確保のために厳しい中、やはりこの時期にですね、されることを皆さん方に御理解いただきたいと思えます。約500万円の財源の確保になるということです。

そういうことを鑑みまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。皆さん方、御理解をしていただき、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13～日程第 26 第 2 号議案～第 28 号議案

日程第 13. 第 2 号議案 武雄市競輪施設整備基金条例から、日程第 26. 第 28 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 14 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 2 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 2 号議案 武雄市競輪施設整備基金条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、競輪施設の整備に要する経費に充てるため、基金設置を行うものであります。現在武雄競輪場には、築 46 年の選手管理棟、築 43 年の特別観覧席、築 36 年の選手宿舎等があり、改修が必要な建物がある以上、施設整備に特化した基金を積み立て、改修できる金額がたまった段階で、改修の計画を進めていくという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 9 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 9 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、市指定のごみ袋等の手数料改定を行うものであります。具体的には、燃えるごみ袋の料金改定、燃えるごみ袋 45 リットルの新設、粗大ごみステッカーの料金改定、特別収集の収集回数や手数料の改定、事業所専用ごみ袋を 50 リットルへ一本化、動物の死骸収集の新規設定であります。

委員からは、燃えるごみ袋の金額改定の質疑がなされ、執行部の説明としては、県内の平均単価を基本とし、使用者にも経費の一部を御負担いただきたいということでありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 11 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 11 号議案 市道路線の認定について、審査の経過と結果を申し上げます。

市道白仁田線から分岐し、集落内に通じる道路であります。生活道路としての利用頻度が高まり、武雄市市道認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 5 号の規定により、市長が特に必要と認めるものとのこととあります。

ついでには道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 12 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 12 号議案 市道路線の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

市道路線の変更については、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものとのことで、変更する 17 路線の説明を受けました。

今回 17 路線の変更に至った経緯といたしましては、平成 27、28 年度に道路台帳をデジタル化することに伴い、現地調査を行ったところ、路線の変更が判明したとのこととあります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第16号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第16号議案 平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では農業集落排水事業及び公共下水道事業に対する国費の減額に伴う事業費の減額、消費税納付額の確定に伴う減額であります。

繰越明許費については、公共下水道事業費の小楠地区ほか幹線及び枝線管渠布設工事で、物産館前交差点を推進工法で本管布設を計画していましたが、推進施行部において下水路の基礎杭が管路掘削の支障になることが発覚したため、施工方法について道路管理者である国道事務所との協議に時間を要し、年度内完成が困難となったため、繰越をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第17号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第17号議案 平成28年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、家屋移転者が事業者であったため、設計及び審査関係に不測の時間を要し、年度内の移転完了が困難となり、契約後の残金3割相当額、及び移転完了後に着手予定の工事請負費を新年度に繰り越すものということであります。

歳出については、社会資本整備総合交付金事業の配分減になったことから事業量の調整を行い、それぞれ減額補正し、歳入についても交付金事業の配分減により国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金、及び市債もそれぞれ減額補正するものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 18 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 18 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入につきましては、ナイター競輪で 2 億 5,000 万円、ミッドナイト競輪で 6 億円の売上増が見込まれ、これに記念の売上減を合わせて 5 億円の増額とのことでありました。歳出の主なものにつきましては、施設整備基金に検車場、選手宿舍等の建てかえの原資として 3 億円の積み立て、ネット販売の売上増による委託料の増額、場外開催費で記念の分の減額、売上増による払戻金の増額とのことでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 19 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 19 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入項目での給湯使用料について、供給している 15 施設の利用が全体的に堅調であったことや、新規需要がふえたことにより、135 万円を増額補正するとのことであります。歳出項目では、給湯事業基金積立金、一般会計への繰出金、予備費を増額するというものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 23 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 23 号議案 平成 29 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄北部土地区画整理事業の進捗は、永松地区及び八並地区の一部が残っている状況で、平成 28 年度末の進捗率は約 95%ということでありました。

歳出の主なものは、13 節委託料は測量設計業務として地区内の公共用地・街区等の出来形測量等や換地処分・事業計画に係る調査費用を、15 節工事請負費は駅東付近の甘久武雄線や永松川良線、街区造成などの工事に要する費用を、22 節補償補填及び賠償金では区画整理地権者の建物移転や支障物件等の補償費とのことであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金、区画整理地区内の県道に要する費用に対しての補助金、一般会計からの繰入金等が計上されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 24 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 24 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の 1 款 1 項 2 目の車券発売金は、共同通信社杯で 80 億円、F I 西日本カップ開催を含む通常開催で 30 億円、ナイター競輪で 13 億円、ミッドナイト競輪で 24 億円を見込んで、総額 147 億円の予算計上をしているとのことであります。

歳出においては、G II 共同通信社杯の開催や F I ナイターの開催がふえたことに伴い、1 款 2 項 1 目競輪開催費の 8 節報償費では選手賞金の 5 億 6,933 万円を、12 節役務費では C S 放送やスポーツ紙の記事拡充を図り、2 億円を計上しているとのことであります。

また、共同通信社杯開催時の対応と場外ナイター発売の対応を行うため、現在メインスタンドで発売されている場外ナイターを、経費を削減するためメインスタンド北側に位置する旧食堂にて発売する計画を立てているとのことであります。それに伴い、旧食堂に売場を増設し、投票機器等のリースを行うため、14 節使用料及び賃借料でサテライト 9 場の施設借上料も含めると、総額 1 億 8,001 万 1,000 円を計上しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 25 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 25 号議案 平成 29 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の給湯事業費は、給湯事業を維持管理するまでの予算と、一部利益については将来にわたっての給湯事業について事業基金の積立金、一般会計への繰出金、観光振興基金への積立金として計上しているとのことでした。

歳入につきましては、給湯使用料として供給先 15 施設で 1,470 万円を見込んでいるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 26 号議案 平成 29 年度武雄市水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 9,404 戸、年間総給水量は 560 万立方メートル、1 日平均給水量は 1 万 5,342 立方メートルで、平成 28 年度の実績の推移で計上しているとのことあります。

収益的支出において、昨年と比較して増額となっているのは、ダム管理費負担金が増額したためとのことでした。また、資本的支出において、配水施設改良費の工事請負費では、老朽管更新事業や旧市町間配水管接続事業などを計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 27 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 27 号議案 平成 29 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

業務の予定量として給水事業者数は 3 社、年間総給水量は 14 万 7,825 立方メートル、1 日平均給水量は 405 立方メートルであります。

収益的支出においては、昨年と比較して減額となっているものの、主なものとして企業債利息の減とのことであります。

資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 28 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 28 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

この予算は平成 26 年度から準備をしてきた企業会計への移行による最初の予算であるとのことであります。業務の予定量としては、水洗化戸数は 5,352 戸、年間総処理水量 128 万 2,975 立方メートル、1 日平均処理水量 3,515 立方メートルであります。

収益的支出において主なものとして、1 項 1 目管渠費で公共下水道と農業集落排水の管渠、中継ポンプ等に係る維持管理費を、2 目処理場費で公共・農集の 9 処理場の維持管理費を、7 目減価償却費では建物・構築物・機械などの減価償却費を、2 項営業外費用では企業債利息、消費税納付額などを計上しているとのことでした。

資本的支出において、1 項 1 目管渠整備費では平成 29 年度国庫補助事業で計画している公共下水道事業と農業集落排水事業の管渠に関する事業費であり、2 目浄化槽整備費では 180 基の戸別浄化槽の設置を計画しており、3 目施設費では農業集落排水事業の施設に関する事業費で、橋下、宮野地区の処理場の老朽化している機器の更新工事などを計画しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。（「反対です」と呼ぶ者あり）16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

第9号議案に対して反対いたします。

最初委員会で説明があったときにはですね、武雄市が今1リットル当たり0.86と、低いでもんねということでした。そして、よそは1程度ですよと、まあ表もいただきました。私は当然、1ぐらいになってよそ並みになるのかなというふうに思っておりました。そしたら、次、出されたときには県内一になっておりました。そしてもう引っ込められんと。もう引っ込められんて、まだ委員会の時点やけん、引っ込められると思うんですけども、もう出したけん、引っ込められんと、その一点張りやったっちゃうわけですよ。

それで、結局まず45リットルも県内一ですよ。そして、中になった35リットルも10市で鹿島と同率一位ですよ。そして20リットルも一番高いです。何でそこまでしなくてはいけないかということですよ。

いや、まあ負担を求めるっていうのはいいと思います。だから手数料が200円から300円、まあ当然かなというふうに思うんですけども、そこまでよく——何ですかね、ごみ減量化委員会とか、そういうユーザーとお話をしてあるのかなと。ユーザーとお話ししないで、何かもうついでにしてあるんじゃないかなというふうに思っております。だから、そういうふうに合併もしてない鹿島と同じ金額ということ自体も、合併した意味があったのかなというふうに思います。これは第1点目のごみ袋の件です。

それでまあこのごみ袋もありますけれども、委託料が高いというのならトータルで見直してくれっていうことを言いました。まあ半分聞いたか聞かんがですけども、トータルで聞

いてほしい。これはどういうことかといいますと、同じ6万の伊万里市と武雄市。伊万里市は委託料1億7,000万円ですよ。武雄市は2億8,000万円ですよ、同じ6万ぐらいで。何でここにこういう原因があるかっていうのは、スーパーとか何とかに特別収集でたった1,000円ぐらいもらってですよ、ごつとい集めにいくから結局委託料が高くなるわけなんですよ。だから県内で唯一武雄がしてるっていうから、いや、それをやめてくださいと。そいぎ、いずれやめますと、いずれやめますって言いながらここに手数料の変更をもってきてるっちは、やめにいくことになるっちは、はっきり言って。

それで結局、伊万里市と武雄市の違うのは、容器包装のプラを分別して収集しているっていうことと、この特別収集を、スーパーに行って、スーパーがどんどん出すやつを1,000円ぐらいで持ってきてきてるっちは、原因があるわけなんですよ。だからそういうトータルで話をしてもらいたいなということが2点目です。

だからそれで、ここでそのプラごみのほうについては今後変えるからここに値上げを出しませんということで、まあいいかなと。ただ、特別収集がここで値上げというか、料金改定するっちは、またしばらくやめられんですよ。だからよく考えてるのかなというふうに思うわけなんですよ。

それでまた動物の死骸についてもですね、まあ飼育動物の死骸についてもわざわざ家までとりにいってくるっちは、鹿島みたいにちゃんと袋に入れて自分が持つてくると。そしたらそこにいく委託料がまた減るわけなんですよ。

だからトータルで考えていないと。平均を出して1点幾らって言いますがけれども、これ小袋まで入れてですもんね。小袋は生産費が高いから1点にはならないとですよ。でも小袋を入れての計算じゃなくて、製造原価の同じ大きさの袋ですね、そこでやっぱり比べんと、何もかも一緒にしてもらおうとですね、ちょっとおかしいかと、そんなことで、もうまずはその1,000万円、この佐賀県一になることの、5円上げることで1,000万円稼ぐかもしれないですけども、一番やるべきことはこの1億円をどうするかということですよ。

まあそういうことで、この議案には反対いたします。

○議長（杉原豊喜君）

3番朝長議員

○3番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。第9号議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、ごみ袋の料金体系についてですけれども、宮本議員のほうからですね、他市との比較っていうので出されていましたが、確かに1袋50円っていうところだけ見れば、まあ県内一ということになるんでしょうけれども、リットル当たりの単価で見れば、まあ鹿島市と同率で、まあ町まで見た場合はまあ一番高いということではないと。

それとですね、まだ今後、さが西部クリーンセンターの本格稼働に伴ってですね、ごみ処

理費全体がこう、増加する見通しになっていると。平成18年の合併からですね、これまでのちょっと内訳を見た場合にですね、ごみ処理費全体の約17%から18%ぐらいをごみ袋の収入で賄っているわけですね。そういった観点で見るとですね、今後クリーンセンターが本格稼働した後のごみ処理費が増大することを見込んだ場合にですね、今回値上げをして同じく17%程度のごみ袋料金で市民の方に負担してもらおうと、そういう意味では市民の方の負担する割合ってというのは変わらない状況になっております。

そもそもですね、ごみ処理費というのはごみ袋代金で賄うっていう仕組みには、まあなっていないわけですね。企業会計ではありませんので。そもそも、ごみ袋を有料にする理由ってというのは、まあ受益者負担という目的と、あとはもう市民の皆さんにごみを減らす意識を持ってもらうっていうことが非常に大事であろうと思います。

そういった目的から考えた場合に、全体として見れば、ごみ袋を上げなかったとしても、結局見えない形でごみ処理費は皆さんで負担していただいているわけですね。そういうことも考えた場合に、一般論としていけば収入の高い家庭のほうがごみの発生量は多くなる傾向になるはずだと思います。そういった意味では、17%程度という、そういうごみ袋で賄う比率を一定に保つということのほうが、弱者に優しい制度であるという考え方もできるということは申し述べておきたいと思います。あと、そういう意味ではですね、今回の値上げをきっかけにごみの減量の意識啓発等をしっかりやっていくことも必要かと思っております。

それと、あと事業者の収集についてですけれども、これについては今後ですね、事業者、急にこう——相手もある話ですので、急に変わるわけにもいかないと思いますので、今後検討していただくべき項目かなと思っております。

最後のペットですね、動物の死骸処理についてですけれども、やはり——例えば夏場です、ペットが死んだというときにすぐ持ってこれるとは限らないわけですね。かわいがっていたペットを死んだまま家に置いておくと、まあ例えば仕事でなかなか届けにいけないというときに、夏場だったら腐敗するような状況にもなってくるわけです。そういった状況まで想定した場合にですね、市民感情を考えたらやはりすぐにとりにきてもらうっていうことが大切かなと思っております。

以上の理由により第9号議案は賛成すべきと考えます。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 11 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 12 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 16 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 17 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 18 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 19 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 23 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 24 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 25 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 26 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27～日程第 28 第 13 号議案～第 20 号議案

日程第 27. 第 13 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）から、日程第 28. 第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。本委員会に分割付託されました第 13 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものについては、増額分としてふるさと納税に関連する謝礼や運営委託料、一般職員分手当等があり、減額分としては昨年 7 月に施行されました参議院議員通常選挙の精算による不用額、杵藤広域圏電算センター負担金の確定によるものなどがあります。

ふるさと納税に関しましては、昨年 12 月にふるさと納税業務の運営委託と返礼金見直しを行ったため納税額が増加する見込みであるため返戻金を増額したとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、増額分として法人市民税や固定資産税など市税に関するものが 1 億 3,600 万円、指定寄附金 600 万円などがあると説明を受けました。

山内支所庁舎タイル改修工事については、公共施設整備基金から 2,800 万円を繰入で計上していたが、一般財源での対応が可能となったため基金からの繰入を減額として一般財源で

対応したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

山内支所の壁面タイルの件ですけれども、何か松尾建設のほうが自分ですというような話を聞いていたんですけれども、そうではなかったのか、その辺のお話についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

その細部についての説明はございませんでした。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出についての主なものとして、新庁舎建設に伴う工事費や工事管理委託業務、平成 30 年 4 月に任期満了になる市議選にかかる費用、高齢者の運転免許証自主返納支援助成金、犯罪被害者等見舞金などがありました。

歳入では、地方交付税について合併支援措置の段階的な縮小や、地方財政計画の伸び率により、普通交付税で前年比 3 億円の減額で計上しているとの説明を受けました。

委員からは、75 歳以上を対象としている高齢者運転免許証自主返納支援について、若年性認知症も今後考えていくのかとの質問があり、執行部からは、統計等では 84 歳を中心に認知症の症状が大きいことや免許証の返納率が高いことから、今回は高齢者のみを対象としているが若年認知症については今後検討が必要ではないかという答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 13 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

それでは、本委員会に分割付託されました第 13 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

年度末を迎え、事業の精算による補正が主であります。

3 款 2 項 1 目老人福祉費 18 節備品購入費で健康増進器具等を計上してあるのは、指定寄付を受けマッサージ機等をデイサービスセンターに設置することで、高齢者福祉に役立てたいとの説明を受けました。

3 款 1 項 3 目障がい者福祉費 18 節備品購入費で卓上型対話支援システムを計上してあるのは、福祉事業への寄附金で、難聴者用卓上型対話システムを健康課と福祉課の窓口に設置するものとの説明を受けました。

10 款 3 項 3 目小学校施設整備事業費では、入札減等による委託料、工事費などの減額のほか、国の平成 28 年度補正予算の交付金事業に採択された北方小学校教室西棟・東棟の大規模改造及びエレベーター等増築に要する経費を計上してあるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

福祉、教育、健康増進、戸籍等、所管の各種事業や経費について説明を受けました。

新規事業としては、小児時間外診療事業、子どもの医療助成事業、生活支援体制整備事業、新生児聴覚検査助成事業等の、スター戦略基本目標に沿った事業に伴う予算が計上してあります。

歳出項目の主なものとして、10 款 5 項 4 目図書館費 13 節委託料に 1 億 9,820 万 9,000 円が計上してあり、この中に図書館・歴史資料館指定管理料及びこども図書館開館準備業務委託料が含まれているとのことでした。

同じく図書館費 15 節工事請負費に 3 億 1,641 万 3,000 円が計上してある中に、アンケートで要望が多かった学習コーナーへの改修を含む図書館改修工事のほか、図書館屋根修繕工

事等も計上されております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

こども図書館の委託料ですけれども、質疑のときにも言っていましたけれども、総合的な、その指定管理者ということは収入と支出とあわせて委託するわけで、その2つのレストランというんですかね、フードコーナーの大体の概算収入がわからんといかんでしょうし、またその9時まで子どもが夜おるようになるのかですよ、7時までおるようになるのか、まあ夜間について人件費は大きく変わってくると思うんですけども、その辺についてのお話があったかどうかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

まだ確たるところが確定しておりませんので、その点については協議をしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

図書館の改修費ですが、今回ですべて完了するという事によかとですかね。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

10月の開館をめどに、そのすべてを完了したいということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

本館のほうで、本館の改修？

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

を含めてです。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

先ほども宮本議員のほうからございましたけれども、今回新たな公共サービスの提供ということで、こども図書館のほうを建設されていくんですけれども、やはりここをですね、新たな施設として、施設の管理基準、業務の具体的範囲、あと指定管理者の選定の際の事業計画についても議論を今後どのようにされていくのかお話をされたのかとですね、あと昨年度まで、MY図書館構想というもので予算が上がっていたのが、今回上がっておりません。これについてどのような理由で取りやめになったのかというのを、議論をされたのかお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

議論をしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

フードコートの方とか時間は、まあ向こうから説明なかったということですがけれども、今わかっているのは図書のコナーがあるってということですよ……（発言する者あり）後のことの配置とかですよ、そこにまた子どもの学習室があるのかどうかわかりませんが、その辺のこう、何ですかね、内容的な平面図というかね、そういうのは示されているんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

今回の委員会の中では、内容的な中身の平面図は提出されておられません。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第13号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第13号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は年度末を迎え、事業の精算による補正が主であります。

その中で、8款4項5目街路事業費では、中野御船山線及び駅南口周辺整備に関連する永松川良線や天神崎白岩線の街路事業において、補助事業である社会資本整備総合交付金事業

の配分減に伴って事業量を調整し、それぞれの減額をしているとのことであります。

6款1項3目農業振興費のトレーニングファーム整備推進事業費補助金は、トレーニングファーム整備推進事業として、佐賀県が国の補正により地方創生拠点整備事業に採択されたので今回1億1,787万3,000円を増額するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第20号議案 平成29年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出項目の主なものとして、8款5項2目住宅建設費については老朽化した市営大野住宅の建替工事とのことで、建設工事に係る委託料、工事請負費、負担金、補償費等を計上しているとのことでした。5款労働費については雇用対策強化ということもあり、前年度予算額より197万3,000円増とのことであります。内容としては新規の雇用対策事業としてUIターン、高齢者、女性等への就職説明会を開催するなどの事業展開や、働きたい女性のための再就職支援事業、自宅にしながら可能な時間に仕事をする柔軟な働き方「在宅ワーク」研修事業を行うとのことでした。

新規事業としては、6款1項4目19節負担金補助及び交付金の中の肉用牛素牛導入事業補助金があり、事業内容としては市内の肥育農家を対象に、市内で繁殖された優良素牛を導入した際に1頭当たり5万円の補助を行うというもので、60頭分300万円を見込んでいたとのことでした。

ほかに7款1項2目商工振興費について委員から、物産フェアなどにおいて市内業者の選定をフレキシブルに行ってほしいとの意見もありました。

歳入項目の主なものとして、13款2項2目1節の衛生手数料の中でごみ袋売却手数料が、ごみ袋等料金改定により前年比で約2,300万円の増となっているとのことでした。

委員からは、ごみ袋の値上がりによる袋の買い占めの懸念があるとの意見がありましたが、執行部からは、余分に在庫を確保しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

議案審議のほうで質問しておりました自治体通販とシンガポール事務所の予算について、どのような議論がなされたのかということと、費用対効果について今後どのような取り組みをなされるというような説明があったのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

シンガポール事業のことではなかですよね。自治体通販？（発言する者あり）両方？

シンガポール事業についてはですね、活動の内容として市職員1名を従事し、事業内容として観光客の誘致事業、特産品の海岸販路開拓、海外メディアへのPR活動の3本柱であると。活動範囲はシンガポールに限らずタイも含めたところで営業活動を行っていただいておりますというところで話をいただいております。

実績については、平成25年度に事務所を設置。25年度から28年度まで合わせて宿泊が58件、立ち寄りが50件、合計が108件であると。28年度については2月末の時点で宿泊25件、立ち寄りが22件の47件で、年々ツアー造成もふえている。このほかにも商品造成をしておりツアー催行に至らなかったものの中にはあるということで、特産品の輸出についても設立から現在まで450万円程度あり、今現在も輸出している業者もあると。現地メディアでの露出の実績も73件、現地の新聞やJNTO、政府観光局が主催しているビジット・ジャパンのフェイスブックページにと情報発信をしているということで、費用は今現在4自治体で構成しており、29年度は総事業費1,800万円、武雄市の負担は600万円を前提で計画をしているという説明を受けております。

それから自治体通販については特段、協議としては上がってきてはおりません。よかですか。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

その議案審議のときですね、自治体通販の運営費は幾らでしょうかという質問をしておりましたけれども……（「自治体通販の運営費」と呼ぶ者あり）議論なされていないのですか。

（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

していないなら、委員長、していませんと。

上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

特段、審議の中に自治体通販の運営費等の質疑等々は出てきておりませんので、審議をしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

予算は上がろうとでしょ。（「何て」と呼ぶ者あり）予算が上がっていない——予算は上がって一わけでしょ。（「予算は上がっていますよ」と呼ぶ者あり）それが幾らでしょうかと。運営費。（「いやいや、質疑をしておりませんということです。質疑には、委員会の中で質疑が上がっていないので」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

委員会の中でそこらへんの審議はしていないということです。それでいいです、上田委員長、それでいいです。

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

シンガポール事務所運営についてですね、今4自治体ということでは言われました。多分、今後3自治体——29年度ですね、説明を受けたのは3自治体が変わっていくと。その中で600万円、この予算がですね。当初144万円からスタートして昨年度300万円で、次年度ですね、600万円になっていく中、これ効果についてですね、議論をするべきだと思いますが、それについて今回何も議論は出なかったのかということと、もう一点は自治体特選ストアの経費はちょっと、物産祭りのほうには含まれていないということで議案質疑のときに説明を受けました。この予算書の中で一生懸命探したんですけども経費は上がっていると……（「何て、何て」と呼ぶ者あり）自治体通販の運営費はここに上がっているということで御説明をいただきましたけれども、どこに費目があるのか、ちょっと自分も一生懸命探しよったばってんちょっと見当たらんやったもんですよ、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

シンガポール事務所についてはですね、先ほど答弁したとおりであります。また、もう一回ということであればまた読みますけど、全く同じ内容ですのでもうそれは、もう割愛したいと思いますが、その次の質問の件に関しては先ほども申しあげましたように、委員会ではそこに質疑は出ておりませんので、その分はもう審議はされております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

ここで、第13号、第20号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 13 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。8 番石丸議員

○8 番（石丸 定君）〔登壇〕

私は、第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

平成 24 年度 11 月より F B 良品として武雄市単独で始まり、翌年には 10 団体となり名前も F B から武雄 S G となりました。それに伴い、運営協議会も代表構成員が武雄市から株式会社シーズとなり、構成団体も 15 団体となりそれに伴いジャパン S G の海外事務所としてシンガポールに出され、新しく 7 団体が参加され、インバウンドを含めた海外戦略として特産品の販路拡大を始められたわけです。その後、ジャパン S G は自治体通販として名前を改名し、ヤフージャパンのサイトを利用して現在に至っているわけでございます。シンガポール事務所は 3 団体に減少し、それに伴い各団体の負担額もふえております。また自治体通販においては、昨年より脱退が相次ぎ、今後の運営が危ぶまれる状態になっております。

今回会計管理者のほうからも今後の財政運営の厳しさが指摘されており、事業自体を見直すべきだと考え、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

3 番朝長議員

○3 番（朝長 勇君）〔登壇〕

第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどですね、自治体特選ストア等の内容について反対意見が出ましたけれども、これについてはですね、そういう F B 良品からいろんなノウハウを蓄積してきて今のふるさと納税などに非常に活かされてきている、そういう側面があるというのは、これはもう否定できな

いと思います。

そういった観点からですね、本議案には賛成すべきと考えておりますが、賛成する上で、私なりにひとつちょっと申し述べておきたい点がございまして、何点か言わせていただきます。

図書館のDVDコーナーの改修についてなんですけれども、政策決定の理由としてですね、殊さらにアンケートの結果というのが持ち出されているんですけれども、非常にこのアンケートに頼った判断というのは危険かなと感じております。アンケートをとったのが休日なのか平日なのか、または昼間なのか夜間なのか、そういった条件によってはアンケートの内容は大きく変わってくるはずであると。あくまで参考としてですね、しっかり現地の状況を確認しないと誤った政策判断につながっていくと考えております。

実際平日など足を運んでみればですね、学習席があいてないなんてことはないわけですね、現状。3割から4割くらいはあいております。きのうも祝日でちょっと様子を見に行ってきましたけれども、学習室もですね、あいてないということはありません。駐車場はもう満杯で賑わってございましたけれども、実際私がですね、一昨年、平成27年3月議会の一般質問で文化会館などの部屋をですね、学習室などとして開放できないかと質問をした際にどういう答弁があったかという、夜間等はもう図書館は比較的あいていると。

○議長（杉原豊喜君）

朝長議員、朝長議員。

○3番（朝長 勇君）（続）

はい。

○議長（杉原豊喜君）

賛成の趣旨を言って、それでそれに条件つきのような討論はできないと。条件つきで賛成にもっていくのはいけないということですので、もうただ賛成は賛成という表明をしてください。

○3番（朝長 勇君）（続）

はい。それではですね、ちょっと途中ですけれども、自治体特選ストアの件に関しては、非常に今後の、以降の政策にもそのノウハウが反映されてきているということで賛成すべきと考えます。

御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

まあ反対の理由はですね、ごみ袋のまた関係なんですけれども、今度45リットルのごみ袋の作製費が含まれていないとですよ。それは本当にとおってからしゅうかなと思つとうと

かなと。その辺の何か雑駁な運営というんですかね、そういうのはあるのかなと。

そしてまた 35 リットルが 11 月ぐらいまで余裕がありますよと。ただ、今度はみんな倍買いますよね、倍買いますよ。1.5 倍じゃないですよ。倍買いますよ。絶対この予算ではですね、足りなくなります。

以上のことで反対します。

○議長（杉原豊喜君）

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場で討論いたします。

自治体特選ストアの件ですけども、委員会の中においても——もちろん一般質問の中でも出ましたけれども、今後いろいろ活用できる部分が出てくると、そういうことで進めていきたいということでも若干話がありました。

それともう一つ、ごみ袋の件ですけども、ごみ袋はいまさらひっこめられないというような言葉は一切出ていなかったですよ、委員会の中では。（発言する者あり）はい。だから先ほど、ここの討論の中でいかにも委員会の中で出たような感じで出ましたけども、委員会の中では一切出ておりませんし、ごみ袋の件に関しましては業者、そしていろんなところを鑑みて決めたと。50 リッターもそれが一番使い勝手がよいと——45 リッターやったかな、もう一つ、小さい部分は使い勝手が悪く、そして需要も少ないということも鑑みてやられたということで説明を受けて納得して、賛成した次第であります。

諸々ありますけれども、この議案についての賛成の同意をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 20 号議案 平成 29 年度一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

当初予算は歳入歳出 249 億 6,175 万 7,000 円であります。この予算は市民生活に直結するものであります。しかし一部について問題を指摘するものであります。歳入について 6 号議案で指摘をしました住民票等の手数料条例改正で反対討論しましたが、年間値上げが約 500 万円、今年度約 260 万円に反対であります。

次に支出の第 1 にこども図書館建設についてであります。ことし 10 月 1 日オープン予定ですが、この事業は平成 27 年 12 月の補正から平成 29 年の当初予算の事業費合わせますと 5 億 469 万 9,000 円となります。振り返ってみますと平成 24 年のリニューアル以前の図書館経費は年間約 1 億 2,000 万円です。平成 12 年開館以降、図書館・歴史資料館として立派に運営されてきました。しかし平成 24 年、CCC に民間委託されて、その費用はまさにリニューアル

ル時に4億5,000万円投入され、合わせますと10億を超える額になるではありませんか。

さらに、当初予算に指定管理料1億4,331万3,000円計上されています。これは当初指定管理料1億1,000万円。しかし、民間事業者として消費税が5%から8%に値上げされた分、追加分として指定管理料が1億1,314万3,000円になりました。まさに公営で運営するときと違いまして、民間への委託になると多額の消費税が加算されていきます。1億2,000万円運営されていたこの図書館がこの4年の間に、2億円近く運営費がかかるようになってい、これが実態であります。さらに、今度の指定管理料の質問の中で算定についてお尋ねしていますが、その基礎となる資料がその報告でも資料として非常に不十分であります。

私は、市民の声である歴史資料館、蘭学館の復活でなく学習コーナーの計画は、まさに場当たりの指摘せざるを得ません。さらにリニューアル以前、市民が楽しんでおられた、CD・DVDコーナーが完全になくなるとの教育部理事の答弁には、図書館機能がまた一つ消えていく実態ではないでしょうか。(発言する者あり)

第2に学校教育総務費のタブレットの購入であります。ことし当初予算に小学校4年生、中学1年、2年、3年生分、1台当たり7万2,000円です。合計1億6,180万5,000円の支出であります。当初導入した恵安社のタブレットは1台3万9,000円です。その保証は2年間だったと後になって説明がありましたけれども、このことを考えてみますと、この間の一連の導入劇を思いますと、とにかく武雄市内児童生徒、4,500人近くの児童生徒に1人1台タブレット導入が目的ではなかったかと指摘せざるを得ません。

第3に官民一体型学校づくりについてです。今年度さらに小学校で6校と予定され、さらに来年度以降にすべての小学校に導入予定とされていますが、支援員の方々の中から率直な声として、これが武雄にふさわしいのかと疑問の声が寄せられています。

平成26年から導入されて、この間平成26年に442万4,349円、平成27年度1,073万3,259円、平成28年度1,787万6,000円、今年度、平成29年度1,409万8,000円。合計しますと4,713万1,608円となります。これらの武雄の教育改革との取り組みを考えると、すべて導入ありきで現場の声が生かされず、市長部局、教育委員会の方針優先であり、中止すべきとして反対を申し上げる次第です。

第4に商工費、振興費の日本自治体等連合シンガポール事務所運営についてであります。この中身については、先ほど8番石丸議員の反対討論にもありましたように、同意見であります。私は導入された経過の中で、平成27年3月議会で当時営業部長は、まだこの事業については3年間、まずやってみてその検証をしていくと、もう4年を過ぎています。

平成29年、当初予算計上されておりますが、費用対効果を考えるならば、まさに検証すべき課題であり、私は中止すべきであり、参加自治体も3自治体になっています。まさに中止をするべき問題だと指摘せざるを得ません。

最後に、市長の政治姿勢について指摘をしたいと思います。(発言する者あり)今年度も

市政アドバイザーに前市長、樋渡氏を任命されていることに対して理由を申し上げ……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、江原議員、予算には入っておりませんので。

○23番（江原一雄君）（続）

いや、政治姿勢ですよ。

○議長（杉原豊喜君）

予算には入っていませんのでだめです。（発言する者あり）

○23番（江原一雄君）（続）

政治姿勢について指摘をします。

○議長（杉原豊喜君）

だめです、だめです、だめです、だめです。（発言する者あり） 予算書に、予算に対しての。

○23番（江原一雄君）（続）

いや、よかって。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

だめです、だめです。

○23番（江原一雄君）（続）

私は国会討論を含めてですね。

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと——暫時休憩をいたします。

休 憩 11時43分

再 開 11時43分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

以上4点指摘をし、反対の討論にかえるものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

11番山口裕子議員

○11番（山口裕子君）〔登壇〕

第20号議案 平成29年度武雄市一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど江原議員さんがるるいろいろな立場で反対をされましたが、これがですね、まあ50

年昔とか、私の生まれたところとかそういう環境だったら言えるのかもしれませんが、本当に今、皆さんが議会で一般質問の中でも子育て環境とか、教育環境とか、いろいろ意見されていますように、もう本当に変わってきております。

それに対応するために執行部の方々、議会とともにですね、予算を組み上げていっていると思うんですが、まずちょっと図書館でいえば執行部のほうも市民の皆さんの声を拾ってですね——まあ一番声が上がってくるのがアンケートだと思いますが、4回のアンケートの中、やはり85%を超える満足度があるということ。また指定管理のCCCさんにとっても、これは一つの成功例としてとても高いサービスが評価されております。来館された方も、市内だけでなくですね、もう遠いところからリピーターとして来られております。

あと今までになかった講座とかイベントですね、これも1年間に175回、1万6,000人が受講されている、そういう形もあります。

あと市長がですね、やはりことしも重点政策の一つとして子育て、教育が上がっておりますが、やはり私たちが少子高齢化を迎えて、どのような環境で子どもたちに向かわなければいけないかということで、このこども図書館は私たち武雄市が本当に一丸となっていていい環境をですね、市民の皆さんに提供したいというところではないでしょうか。やはりワンランク上の子育て環境という形でこども図書館の開設に期待が持てるところであります。

あとタブレットのスマイル教育とか花まる学習ですね、本当に今はIT教育に力を入れて、世界に通じる、インターネット社会に対応が必要になってきております。タブレットだって、これが皆さん一人一人に与えられて平等に教育できるというところからも、親御さんも安心しておられると思います。

そういうところを含めてですね、今回の20号議案の予算がですね、皆さん方ともに、議会も執行部もともにですね、すばらしいものとして積み上げていくものとして、こういう予算が組まれているものと思います。

そういうことを委員会でも確認しておりますし、皆さん方ですね、重々なる御理解とですね、御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。29年度予算に反対の立場で討論をいたします。

シンガポール事業、自治体特選ストアについて質疑で質問をいたしました。さきの討論の中にも出てまいりました、今回市民には痛みを伴ってもらう部分もあります。ごみ袋、そして手数料。値上げで痛みを伴っていただきます。

しかし、質疑で事業の継続性、そして自治体特選ストアの予算の費目についても質問をさ

れておりましたけれども、委員会の中でこれこそ執行部側が説明をするべき部分だと、丁寧な説明をするべき部分だと私は思っております。

そして、こども図書館についてさまざまな議論がありますけれども、指定管理料を含めた予算になっている以上、施設の管理基準、休館日、開館時間、使用制限、また業務の具体的範囲、維持管理について、そして個別の使用許可など、フードコートも入っております。これもまだ決まっていないということで御説明を受けました。

これは指定管理を導入するに当たって定めをおくことが求められております。新しい公共の施設、新たな公共サービスの提供をする上で、確かな説明がなされていないという観点から反対の討論といたします。

皆さんの御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

19 番川原議員

○19 番（川原千秋君）〔登壇〕

第 20 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計予算に対し賛成の立場で討論を行います。

先ほどいろいろ出てきておりますが、私が思うに教育文教関係で賛成討論をしたいと思いますが、その前に手数料の条例の反対がございましたが、これは今回の改正は、合併から 10 年がたったということで、これまでも手数料の見直しを行っていなかったということで、今回そういう証明書、発行手数料の改定を行うということでございますので、これは武雄市の合併協議会のときにですね、この手数料については料金設定を、定期的に見直しを行うというその確認項目もございましたので、手数料の改定を行うということでございます。先ほど出ましたけど、県内、ほかの 9 市は事務手数料 300 円という設定もされていますので、今回の改定は全然問題ないということです。

それから図書館関連の予算に反対ということですが、このこども図書館については今年 10 月のオープンへ向け、もう既に工事が進んでおり武雄市の子育ての拠点としてですね、すばらしい施設が今、完成するものだと思っておりますし、それから今回のこの予算は、こども図書館の本体工事及び武雄図書館・歴史資料館と、このこども図書館をつなぐその連絡通路の工事やそれから駐車場整備、そういった関連予算でございますのでそのあたりも問題がございません。

それから、図書館・歴史資料館の CD・DVD レンタルコーナー。この改修に関しましても、これも新学習コーナーとして活用するというのでございますので、これは本当にこれまで要望が多かったということで学習席を拡充し、それから講座やグループ学習、そのような多様な学びの場として活用するというので、これも別段問題はないと思います。

また、タブレット端末の購入につきましても、更新計画に沿っての予算計上でございまして、ICT 教育にはかかせないものでありますので、これも別段問題はないと思います。

以上のことで賛成討論といたしますが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 20 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29～日程第 30 第 29 号議案～第 30 号議案

日程第 29. 第 29 号議案 副市長の選任についてから、日程第 30. 第 30 号議案 副市長の選任についてまでの、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 29 号議案及び第 30 号議案 副市長の選任について御説明申し上げます。

今議会初日に御報告いたしましたとおり、前田副市長が今月 31 日をもって退職されることとなりました。後任の人選を進めていくに当たり、従来の多様な施策に加えまして、柱の一つである子育てや貧困対策、そして福祉については市全体で強力に取り組む必要があると認識をしているところであります。

子育てや教育については、私の政策の柱であるとともに貧困対策についても着実に進める必要があります。福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築という大事業を控えております。また、高齢者は高齢者福祉、子どもは子育て支援といった縦割りから一步進んで、横割りで包括的に進めていく必要があると考えております。いわば福祉と子育ての融合をさらに図る必要があると考えております。

そこで今回、担当副市長を置くことにより教育、福祉の両面から総合的かつ効率的な対策を講じるために、副市長の 2 名体制でまいりたいと考えております。

第 29 号議案では、主たる政策事務を担当してもらう副市長につきまして、長らく本市に勤務し行政経験も豊富であり現総務部長である、北川政次氏を選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

北川氏は昭和 54 年 4 月武雄市職員に採用され、営業部理事、営業部長、政策部長を歴任され、現在総務部長としてその手腕を発揮され、その経歴から副市長として適任の人材だと考えております。

第 30 号議案では、福祉及び子育てに関する担当副市長として現副教育長である、浅井雅司氏を選任いたしたく、地方自治法の 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

浅井氏は平成 18 年 4 月文部科学省に採用され、初等中等教育局初等中等教育企画課専門官、研究振興局基礎研究振興課基礎研究推進室室長補佐などを歴任され、現在平成 28 年 4 月から文部科学省より出向され、武雄市教育委員会副教育長としてその手腕を発揮していただいているところであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく正午になりますが、このまま会議を続けます。

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第 29 号議案及び第 30 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案及び第 30 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行ひます。

最初に、第 29 号議案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第 29 号議案 副市長の選任について同意を求める件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案すなわち北川政次氏を副市長に選任することに同意する件は、これに同意することに決しました。

次に第 30 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕（発言する者あり）

〔江原議員退席〕

討論をとどめます。

採決いたします。第 30 号議案 副市長の選任について同意を求める件については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案すなわち浅井雅司氏を副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

〔江原議員戻席〕

ここで暫時休憩をいたします。

休	憩	12時00分
再	開	12時02分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの暫時休憩につきましては、先ほど選任いたしました北川、浅井両副市長が議場におられましたので、挨拶を受けるための暫時休憩でございました。

日程第 31 第 31 号議案

日程第 31. 第 31 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 31 号議案 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員の諸石洋之助氏の任期が本年 4 月 27 日を持って満了いたします。つきましてはその後任といたしまして、教育委員会委員として武雄市教育行政全般にわたって情熱と識見を持って取り組んでいただける方として、一ノ瀬憲昭氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては添付していただいております資料のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。第 31 号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 31 号議案すなわち一ノ瀬憲昭氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 32 諮問第 1 号

日程第 32. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

現委員の古場勝憲氏の任期が本年 6 月 30 日を持って満了し退任されることとなり、後任として、黒川和広氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

黒川さんの経歴につきましては添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号すなわち黒川和広氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第 33 議提第 1 号

日程第 33. 議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成 28 年 12 月定例会で提案されました、第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、武雄市議会委員会条例中、常任委員会の所管を改める必要が生じたため、この案を提案いたします。

施行日は本年 4 月 1 日です。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第 1 号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 34 閉会中の継続調査申し出について

日程第 34. 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年 3 月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時08分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 吉 川 里 己

〃 議 員 末 藤 正 幸

〃 議 員 山 口 昌 宏

〃 議 員 松 尾 初 秋

会 議 録 調 製 者 友 廣 秀 敏